24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。）第２条第３項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者（法第５条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）に対して指定地域移行支援（指定基準第１条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、１月につき所定単位数を算定する。	定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者（法第５条第21項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）に対して指定地域移行支援（指定基準第１条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、１月につき所定単位数を算定する。
１の２　ロについては、注１に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者以外の指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、１月につき所定単位数を算定する。	（新設）
２　（略）	２　（略）
３　別に厚生労働大臣が定める地域の精神科病院（法第５条第20項に規定する精神科病院をいう。以下同じ。）、障害者支援施設等（指定基準第１条第２号に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、救護施設等（同条第３号に規定する救護施設等をいう。以下同じ。）又は刑事施設等（同条第４号に規定する刑事施設等をいう。以下同じ。）に入院、入所等をしている地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合（注２に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。	３　別に厚生労働大臣が定める地域の精神科病院（法第５条第18項に規定する精神科病院をいう。以下同じ。）、障害者支援施設等（指定基準第１条第２号に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、救護施設等（同条第３号に規定する救護施設等をいう。以下同じ。）又は刑事施設等（同条第４号に規定する刑事施設等をいう。以下同じ。）に入院、入所等をしている地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合（注２に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
１の２～３　（略）	１の２～３　（略）
４　障害福祉サービスの体験利用加算	４　障害福祉サービスの体験利用加算　300単位
イ　障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ)　500単位	（新設）
ロ　障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ)　250単位	（新設）
注１　イについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。）を提供した場合（１の注２に定める場合を除く。注２において同じ。）に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して５日以内の期間について、１日につき所定単位数を加算する。	注　指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。）を提供した場合（１の注２に定める場合を除く。）に、15日を限度として、１日につき所定単位数を加算する。
２　ロについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について、１日につき所定単位数を加算する。	（新設）
３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イ又はロを算定する場合に、さらに１日につき所定単位数に50単位を加算する。	（新設）
５　体験宿泊加算	５　体験宿泊加算
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
注１・２　（略）	注１・２　（略）
３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イの体験宿泊加算(Ⅰ)又はロの体験宿泊加算(Ⅱ)を算定する場合に、さらに１日につき所定単位数に50単位を加算する。	（新設）